

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会評議員及び役員等候補選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員等（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選出に関する事項は、法令又は本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(評議員候補者の推薦)

第2条 各加盟団体が評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、各加盟団体を母体とした者の中から、本会定款に定める人数の範囲内とする。

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。ただし、女性の任用を5人以上且つ理事総数の25パーセント以上となるよう努める。

- (1) 加盟競技団体が推薦する者 9人以内
- (2) 加盟市町村団体が互選により推薦する者 6人以内
- (3) 加盟学校体育団体が互選により推薦する者 1人以内
- (4) 理事会が推薦する学識経験者等 14人以内

2 前項第2号の理事候補者を推薦する場合は、定款別表に定める地区の次のグループごとにそれぞれ1人を推薦するものとする。

鹿児島及び日置、南薩、北薩、姶良・伊佐、曾於及び肝属、熊毛及び大島

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については、本会定款に定める3人以内の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

第3章 雑則

(本規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決によって、変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月24日から施行する。